

# 平成 2 6 年度 監査報告書

平成 2 7 年 6 月 1 7 日

国立大学法人 山口大学  
学長 岡 正 朗 殿

国立大学法人 山口大学

監 事 坂 本 純 二



監 事 梶 貝 侃 三



私たち監事は、国立大学法人法第 11 条第 4 項に基づき、国立大学法人山口大学（以下「本法人」という。）の平成 26 年度（平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで）の会計及びその他の業務について監査を実施しました。その方法及び結果につき、協議の上、以下のとおり報告します。

## 1. 監査の方法及びその内容

私たち監事は、年度初めに策定した監査計画に従いその職務を適切に遂行するため、役員及び職員（以下「役員等」という。）との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会、その他重要な会議に出席し、役員等から事務及び事業について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な部門において業務及び財産の状況を調査しました。また、業務方法書に記載されている役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他本法人の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）について、役員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、財務諸表、決算報告書及び事業報告書について検討しました。

## 2. 監査の結果

- (1) 財務諸表は、本法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況、当期末処分利益の処分内容及び業務実施コストの状況を適正に表示しているものと認めます。
- (2) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を適正に表示しているものと認めます。
- (3) 事業報告書は、本法人の業務運営の状況を適正に示しているものと認めます。
- (4) 本法人の業務は、法令等に従って適正に実施されており、また、中期目標の着実な達成に向け、平成 26 年度の年度計画に基づき効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。
- (5) 本法人の内部統制システムに係る業務方法書の変更の取組及び内部統制システムの整備及び運用の状況について、指摘すべき事項は認められません。
- (6) 役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令もしくは規定に違反する重大な事実はありません。
- (7) 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上